

働きながら学ぶ宮城県内の高校に通う生徒を応援します！

# 令和6年度「定時制課程及び通信制課程修学資金貸付」 申請のお知らせ

宮城県では、働きながら定時制・通信制高校へ通学する生徒で、経済的理由により修学が困難な生徒に修学資金をお貸ししています。

希望される方は、在籍している高校を通して手続をしてください。

## 申込資格

次の全てに該当すること。

- 宮城県内の定時制・通信制の高校へ通学している、又は宮城県内に居住し広域通信制の高校に通学していること。
- 貸付けの申込みをする年度で、4月から1月までに生徒本人が90日以上仕事をした実績があること。
- 生徒又は保護者等の前年の所得が基準額以下であること。

## 貸付月額

定時制・通信制とともに 月額14,000円

※貸付期間は、申込みのあった年度の4月から3月まで

## 申請方法

次の書類を在籍している学校に提出してください。申請者（生徒）が、独立生計か、扶養されているかにより、提出書類が違います。詳しくは裏面をご覧ください。

- 修学資金貸付申請書
- 経常的収入を得る職業に就いていることを証明する書類（申請者分）  
※申請者（生徒）が、独立生計か、扶養されているかにより書類が違います。
- 前年分の所得を証明する書類（申請者の扶養者等）  
※令和5年分の源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等
- 修学資金償還確認書
- 学習計画書（通信制課程又は単位制の定時制課程の場合）

## 貸付決定

申請受付順に審査の上、貸付を決定します。貸付決定は学校を通して通知します。

## 償還（返済）

定時制・通信制の高校を卒業した場合、申請により償還が免除されます。

## 申請期限

令和7年1月31日（金）まで

（在籍している学校を通して、宮城県高校財務・就学支援室への到着期限）

**申込み手続きなどの詳細は、在籍している学校にお問い合わせください。**

## 高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金の貸付申請に係る提出書類

提出書類			申請者が独立生計の場合	申請者が扶養されている場合	
			申請者	申請者	申請者の扶養者
1	修学資金貸付申請書（様式第1号）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
2	経常的収入を得る職業に就いていることを証明する書類 給与所得者の場合 令和6年度分の給与支払等勤務証明書（様式1） ※ 就労日数の証明ができない場合は、勤務日数が記載された給与明細書、タイムカード等の写し可 自家営業者の場合 第三者による自家営業に関する勤務証明書（様式2）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
3	所得を証明する書類 給与所得者の場合 令和5年分源泉徴収票の写し 自家営業者の場合 令和5年分の所得に係る確定申告書（第1表・第2表）の写し 令和5年分の市町村民税・県民税申告書の写し ※ 上記の写しに受付印又は証明印がない場合は、令和6年度分所得証明書を添付すること		<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>
4	修学資金償還確認書（別紙2）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
5	学習計画書（様式第1号の2） (通信制課程又は単位制による定時制課程の場合)	該当者 <input type="radio"/>	該当者 <input type="radio"/>	—	—
6	委任状（様式3）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—
7	口座振替依頼書（様式5） ※ 校長が必要あると認めるときは、委任状に代えて提出可	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	—